

議案第2号

平成30年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第3回)

平成30年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

平成30年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,740,580千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 1,286,649	千円 8,910	千円 1,295,559
	1 他会計繰入金	1,281,649	8,910	1,290,559
8 諸収入		30,508	896	31,404
	2 雑入	5,356	896	6,252
歳入合計		10,730,774	9,806	10,740,580

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 175,047	千円 △5,797	千円 169,250
	1 総務管理費	144,335	△5,797	138,538
7 諸支出金		27,406	165,520	192,926
	1 償還金及び還付金	27,406	165,520	192,926
8 予備費		150,065	△149,917	148
	1 予備費	150,065	△149,917	148
歳出合計		10,730,774	9,806	10,740,580

議案第2号資料

平成30年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4都支出金		千円 6,824,593	千円 0	千円 6,824,593
	1都補助金	6,824,593	0	6,824,593
6繰入金		1,286,649	8,910	1,295,559
	1他会計繰入金	1,281,649	8,910	1,290,559
8諸収入		30,508	896	31,404
	2雑入	5,356	896	6,252
歳入合計		10,730,774	9,806	10,740,580

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 175,047	千円 △5,797	千円 169,250
	1 総 務 管 理 費	144,335	△5,797	138,538
7 諸 支 出 金		27,406	165,520	192,926
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	27,406	165,520	192,926
8 予 備 費		150,065	△149,917	148
	1 予 備 費	150,065	△149,917	148
歳 出 合 計		10,730,774	9,806	10,740,580

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			△5,797
			△5,797
			165,520
			165,520
			△149,917
			△149,917
			9,806

2 歳入

款 4 都支出金

項 1 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 保険給付費 等交付金	千円 6,786,379	千円 0	千円 6,786,379	2 特別交付金	千円 0

款 6 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰 入金	千円 1,281,649	千円 8,910	千円 1,290,559	1 保険基盤安定繰入金	千円 14,707
				2 職員給与費等繰入金	△ 5,797

款 8 諸収入

項 2 雑 入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 1	千円 896	千円 897	1 過年度収入	千円 896

説	明	千円
1 国民健康保険保険者努力支援交付金 (国民健康保険法第75条の2)	(保険年金課) △	13,128
2 特別調整交付金(市町村分) (国民健康保険法第75条の2)	(保険年金課)	13,128

説	明	千円
1 保険料軽減分 (国民健康保険法第72条の3)	(保険年金課)	6,250
2 保険者支援分 (国民健康保険法第72条の4)	(保険年金課)	8,457
1 職員給与費等繰入金	(保険年金課) △	5,797

説	明	千円
5 平成29年度特定健康診査等国庫負担金追加交付金	(保険年金課)	448
6 平成29年度特定健康診査等都負担金追加交付金	(保険年金課)	448

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	141,516	△ 5,797	135,719			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 5,797			
△ 5,797	2 給料	△ 840	1 職員人件費その他 (保険年金課) △ 5,797
	3 職員手当等	△ 2,867	(1) 保険年金課関係経費 △ 5,797
	4 共済費	△ 2,007	2 給料 (△ 840)
	9 旅費	△ 83	一般職給料 △ 840
			3 職員手当等 (△ 2,867)
			4 共済費 (△ 2,007)
			9 旅費 (△ 83)
			普通旅費 △ 83

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償 還 金	1,976	165,520	167,496			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
165,520			
165,520	23 償還金利子及び割引料	165,520	1 交付金等の返還金 (保険年金課) 165,520
			23 償還金利子及び割引料 (165,520) 交付金等の返還金 165,520

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	150,065	△ 149,917	148			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 149,917		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 手 未 当	勤 手 勉 当	その 他 の 手 当	計		
補正後	長等								
	議員								
	その他	25	17,420				17,420	2,795	20,215
	計	25	17,420				17,420	2,795	20,215
補正前	長等								
	議員								
	その他	25	17,420				17,420	3,019	20,439
	計	25	17,420				17,420	3,019	20,439
比較	長等								
	議員								
	その他							△224	△224
	計							△224	△224

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	() 15	50,242	44,080	94,322	19,405	113,727	
補正前	() 15	51,082	46,997	98,079	21,188	119,267	
比較	()	△840	△2,917	△3,757	△1,783	△5,540	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の内 訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		7,852	1,524	875	1,049	
補正前		8,020	1,488	896	938		11,152
比較		△168	36	△21	111		△3,131
区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計	
補正後			720		13,071	10,968	44,080
補正前			720		13,251	10,532	46,997
比較					△180	436	△2,917

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 840	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 840 3 再任用給与改定分 0																					
職 員 手 当	△ 2,917	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 256 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 256 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 3,173 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 3,173 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.975</td> <td>2.425</td> <td>0.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.975</td> <td>2.425</td> <td>0.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.975	2.425	0.20	4.60	支給見込	1.975	2.425	0.20	4.60	超過分	0.00	0.00	0.00	0.00
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.975	2.425	0.20	4.60																				
支給見込	1.975	2.425	0.20	4.60																				
超過分	0.00	0.00	0.00	0.00																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
		平成30年12月1日現在	平均給料月額 280,073円
平成29年12月1日現在	平均給与月額	391,233円	—
	平均年齢	36歳1月	—
	平均給料月額	278,900円	—
平成29年12月1日現在	平均給与月額	399,886円	—
	平均年齢	35歳10月	—

議案第3号

平成30年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算

(第3回)

平成30年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第3回）

平成30年度小金井市の下水道事業特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,474,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成31年2月20日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 416,942	千円 △7,194	千円 409,748
	1 他会計繰入金	416,942	△7,194	409,748
8 繰越金		1	64,692	64,693
	1 繰越金	1	64,692	64,693
9 諸収入		2,144	461	2,605
	2 雑入	2,142	461	2,603
10 市債		44,000	△44,000	0
	1 市債	44,000	△44,000	0
歳入合計		1,460,136	13,959	1,474,095

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		千円 1,322,342	千円 △56,380	千円 1,265,962
	1 下水道管理費	1,123,843	△31,991	1,091,852
	2 下水道建設費	198,499	△24,389	174,110
2 基金積立金		10	64,694	64,704
	1 基金積立金	10	64,694	64,704
4 予備費		6,515	5,645	12,160
	1 予備費	6,515	5,645	12,160
歳出合計		1,460,136	13,959	1,474,095

第2表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	補正前限度額	補正後限度額	備考
1	公共下水道事業	千円 7,000	千円 0	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。
2	流域下水道事業	37,000	0	
計		44,000	0	

議案第3号資料

平成30年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 416,942	千円 △7,194	千円 409,748
	1 他会計繰入金	416,942	△7,194	409,748
8 繰越金		1	64,692	64,693
	1 繰越金	1	64,692	64,693
9 諸収入		2,144	461	2,605
	2 雑入	2,142	461	2,603
10 市債		44,000	△44,000	0
	1 市債	44,000	△44,000	0
歳入合計		1,460,136	13,959	1,474,095

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下 水 道 費		千円 1,322,342	千円 △56,380	千円 1,265,962
	1 下 水 道 管 理 費	1,123,843	△31,991	1,091,852
	2 下 水 道 建 設 費	198,499	△24,389	174,110
2 基 金 積 立 金		10	64,694	64,704
	1 基 金 積 立 金	10	64,694	64,704
4 予 備 費		6,515	5,645	12,160
	1 予 備 費	6,515	5,645	12,160
歳 出 合 計		1,460,136	13,959	1,474,095

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円 △44,000	千円 461	千円 △12,841
		△19,150	△12,841
	△44,000	19,611	
			64,694
			64,694
			5,645
			5,645
	△44,000	461	57,498

2 歳入

款 7 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般会計繰入金	千円 416,942	△ 千円 7,194	千円 409,748	1 一般会計繰入金	△ 千円 7,194

款 8 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 1	千円 64,692	千円 64,693	1 前年度繰越金	千円 64,692

款 9 諸収入

項 2 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 弁償金	千円 2,075	千円 461	千円 2,536	1 弁償金	千円 461

款 10 市債

項 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 下水道債	千円 44,000	△ 千円 44,000	千円 0	1 公共下水道債	△ 千円 7,000
				2 流域下水道債	△ 千円 37,000

説	明	千円
1 一般会計繰入金	(下水道課) △	7,194

説	明	千円
1 前年度繰越金	(下水道課)	64,692

説	明	千円
2 自動車等事故損害賠償金	(下水道課)	461

説	明	千円
1 公共下水道債	(下水道課) △	7,000
1 流域下水道債	(下水道課) △	37,000

3 歳 出

款 1 下水道費

項 1 下水道管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道総務費	997,204	△ 31,784	965,420			△ 22,500
						△ 22,961
2 下水道維持費	126,639	△ 207	126,432			3,350
						3,350

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 9,284			
△ 7,194	2 給料	△ 3,139	1 職員人件費その他 () △ 7,194
	3 職員手当等	△ 1,723	(1) 下水道課関係経費 △ 7,087
	4 共済費	△ 2,344	2 給 料 (△ 3,139)
	9 旅費	12	一般職給料 △ 3,139
	13 委託料	△ 22,961	3 職員手当等 (△ 1,671)
	19 負担金補助及び交付金	△ 1,629	4 共 済 費 (△ 2,295)
			9 旅 費 (18)
			普通旅費 18
			(2) 下水道課関係経費(再任用職員) △ 107
			3 職員手当等 (△ 52)
			4 共 済 費 (△ 49)
			9 旅 費 (△ 6)
			普通旅費 △ 6
			4 受益者負担金及び下水道 使用料賦課徴収に要する 経費 (下 水 道 課) △ 22,961
			13 委 託 料 (△ 22,961)
			下水道使用料徴収事務委託料 △ 22,961
△ 1,629			6 水質管理に要する経費 (下 水 道 課) △ 1,629
			19 負担金補助及び交付金 (△ 1,629)
			水質検査共同実施負担金 △ 1,629
△ 3,557			
△ 3,557	13 委託料	△ 108	1 下水管きよの維持管理に 要する経費 (下 水 道 課) △ 207
	14 使用料及び賃借料	△ 99	13 委 託 料 (△ 108)
			管路施設調査委託料 △ 108
			14 使用料及び賃借料 (△ 99)
			本管調査用管ロカメラ借上料 △ 99

款 1 下水道費

項 2 下水道建設費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道建設費	198,499	△ 24,389	174,110		△ 44,000	19,611
					△ 7,000	△ 13,841
					△ 37,000	33,452

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	13 委託料	△ 20,077	1 管きょ建設に要する経費 (下水道課) △ 20,841
	15 工事請負費	△ 764	13 委託料 (△ 20,077) 公共下水道地震対策計画修正支援 及び下水道BCP改定業務委託料 △ 4,482 公共下水道地震対策耐震診断委託 料 △ 15,595
	19 負担金補助及び交付金	△ 3,548	15 工事請負費 (△ 764) 中町二丁目ほか1箇所下水道管布 設替工事
			2 流域下水道建設に要する 経費 (下水道課) △ 3,548
			19 負担金補助及び交付金 (△ 3,548) 多摩川流域下水道野川処理区建設 負担金 △ 2,335 多摩川流域下水道北多摩一号処理 区建設負担金 △ 1,070 荒川右岸東京流域下水道荒川右岸 処理区建設負担金 △ 143

款 2 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 公共下水道事業基金積立金	10	64,694	64,704			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
64,694			
64,694	25 積立金	64,694	1 公共下水道事業基金積立 金 (下水道課) 64,694
			25 積立金 (64,694) 公共下水道事業基金積立金 (積立 元金) 64,694

款 4 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	6,515	5,645	12,160			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 5,645		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計		
補正後	長 等								
	議 員								
	その他	9	4,209				4,209	660	4,869
	計	9	4,209				4,209	660	4,869
補正前	長 等								
	議 員								
	その他	9	4,209				4,209	676	4,885
	計	9	4,209				4,209	676	4,885
比 較	長 等								
	議 員								
	その他							△16	△16
	計							△16	△16

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 9	35,662	25,485	61,147	13,170	74,317	
補正前	(2) 9	38,801	27,508	66,309	15,498	81,807	
比 較	()	△3,139	△2,023	△5,162	△2,328	△7,490	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の内訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		5,606	927	875	566	
補正前		6,067	852	896	628		1,426
比 較		△461	75	△21	△62		△520
区 分	夜間勤務手当		住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
補正後			465		8,812	7,328	25,485
補正前			360		9,622	7,657	27,508
比 較			105		△810	△329	△2,023

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 3,139	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 3,139 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	△ 2,023	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 1,139 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 1,139 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 884 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 884 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.975</td> <td>2.425</td> <td>0.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.975</td> <td>2.425</td> <td>0.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.975	2.425	0.20	4.60	支給見込	1.975	2.425	0.20	4.60	超過分	0.00	0.00	0.00	0.00
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.975	2.425	0.20	4.60																				
支給見込	1.975	2.425	0.20	4.60																				
超過分	0.00	0.00	0.00	0.00																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成30年12月1日現在	平均給料月額	329,756円	—
	平均給与月額	406,661円	—
	平均年齢	44歳3月	—
平成29年12月1日現在	平均給料月額	320,722円	—
	平均給与月額	394,454円	—
	平均年齢	42歳7月	—

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

(単位:千円)

区 分	平成28年度末 現 在 高	平成29年度末 現 在 高	平 成 30 年 度 中 増 減 見 込 額			平 成 30 度 末 現 在 高 見 込 額			
			平成30年度中起債見込額	平成30年度中 元金償還見込額	平成30年度中 元金償還見込額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1 下水道債	1,460,770	1,361,442	44,000	△ 44,000	0	99,940	1,305,502	△ 44,000	1,261,502
合 計	1,460,770	1,361,442	44,000	△ 44,000	0	99,940	1,305,502	△ 44,000	1,261,502

議案第4号

平成30年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第3回)

平成30年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第3回）

平成30年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ59,895千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,163,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 1,783,151	千円 △127	千円 1,783,024
	1 介 護 保 険 料	1,783,151	△127	1,783,024
3 国 庫 支 出 金		1,710,935	△4,841	1,706,094
	1 国 庫 負 担 金	1,302,320	△7,272	1,295,048
	2 国 庫 補 助 金	408,615	2,431	411,046
4 支 払 基 金 交 付 金		2,072,651	△12,730	2,059,921
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,072,651	△12,730	2,059,921
5 都 支 出 金		1,152,195	△7,318	1,144,877
	1 都 負 担 金	1,091,033	△6,487	1,084,546
	2 都 補 助 金	61,162	△831	60,331
8 繰 入 金		1,365,689	△34,879	1,330,810
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,284,682	△17,682	1,267,000
	2 基 金 繰 入 金	81,007	△17,197	63,810
歳 入 合 計		8,223,537	△59,895	8,163,642

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 286,097	千円 △11,348	千円 274,749
	1 総務管理費	196,936	△4,217	192,719
	2 徴収費	5,140	△86	5,054
	3 介護認定審査会費	79,841	△6,892	72,949
	4 趣旨普及費	4,180	△153	4,027
2 保険給付費		7,364,165	△42,338	7,321,827
	1 介護サービス等諸費	6,769,105	△41,388	6,727,717
	2 介護予防サービス等諸費	233,805	△12,533	221,272
	3 その他諸費	9,229	△729	8,500
	4 高額介護サービス等費	170,315	20,000	190,315
	5 高額医療合算介護サービス等費	33,132	1,268	34,400
	6 特定入所者介護サービス等費	148,579	△8,956	139,623
4 地域支援事業費		419,864	△5,998	413,866
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	271,249	△4,748	266,501
	2 一般介護予防事業費	19,368	△63	19,305
	3 包括的支援事業・任意事業費	128,551	△1,187	127,364
8 予備費		8,817	△211	8,606
	1 予備費	8,817	△211	8,606
歳出合計		8,223,537	△59,895	8,163,642

議案第4号資料

平成30年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		千円 1,783,151	千円 △127	千円 1,783,024
	1 介 護 保 険 料	1,783,151	△127	1,783,024
3 国 庫 支 出 金		1,710,935	△4,841	1,706,094
	1 国 庫 負 担 金	1,302,320	△7,272	1,295,048
	2 国 庫 補 助 金	408,615	2,431	411,046
4 支 払 基 金 交 付 金		2,072,651	△12,730	2,059,921
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,072,651	△12,730	2,059,921
5 都 支 出 金		1,152,195	△7,318	1,144,877
	1 都 負 担 金	1,091,033	△6,487	1,084,546
	2 都 補 助 金	61,162	△831	60,331
8 繰 入 金		1,365,689	△34,879	1,330,810
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,284,682	△17,682	1,267,000
	2 基 金 繰 入 金	81,007	△17,197	63,810
歳 入 合 計		8,223,537	△59,895	8,163,642

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 286,097	千円 △11,348	千円 274,749
	1 総 務 管 理 費	196,936	△4,217	192,719
	2 徴 収 費	5,140	△86	5,054
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	79,841	△6,892	72,949
	4 趣 旨 普 及 費	4,180	△153	4,027
2 保 険 給 付 費		7,364,165	△42,338	7,321,827
	1 介 護 サービス等諸費	6,769,105	△41,388	6,727,717
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	233,805	△12,533	221,272
	3 そ の 他 諸 費	9,229	△729	8,500
	4 高 額 介 護 サービス等費	170,315	20,000	190,315
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	33,132	1,268	34,400
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	148,579	△8,956	139,623
4 地 域 支 援 事 業 費		419,864	△5,998	413,866
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	271,249	△4,748	266,501
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	19,368	△63	19,305
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	128,551	△1,187	127,364
8 予 備 費		8,817	△211	8,606
	1 予 備 費	8,817	△211	8,606
歳 出 合 計		8,223,537	△59,895	8,163,642

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△11,348
			△4,217
			△86
			△6,892
			△153
△24,194		△12,865	△5,279
△23,136		△13,083	△5,169
△4,830		△6,117	△1,586
△276		△361	△92
7,057		10,403	2,540
421		685	162
△3,430		△4,392	△1,134
12,035		△17,189	△844
12,755		△16,899	△604
△34		△22	△7
△686		△268	△233
			△211
			△211
△12,159		△30,054	△17,682

2 歳 入

款 1 保 險 料

項 1 介 護 保 險 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 第1号被 険者保険料	千円 1,783,151	△ 千円 127	千円 1,783,024	1 現年賦課分特別徴収保険 料	千円 2,712
				2 現年賦課分普通徴収保険 料	△ 2,345
				3 滞納繰越分普通徴収保険 料	△ 494

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費 負担金	千円 1,302,320	△ 千円 7,272	千円 1,295,048	1 現年度分	△ 千円 7,272

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 調整交付金	千円 300,859	△ 千円 10,802	千円 290,057	1 現年度分調整交付金	△ 千円 10,802
2 地域支援事 業交付金（ 介護予防・ 日常生活支 援総合事業 ）	58,263	△ 962	57,301	1 現年度分	△ 962
3 地域支援事 業交付金（ 介護予防・ 日常生活支 援総合事業 以外の地域 支援事業）	49,493	△ 457	49,036	1 現年度分	△ 457

説	明	千円
1 現年度分特別徴収保険料	(介護福祉課)	2,712
1 現年度分普通徴収保険料	(介護福祉課)	△ 2,094
2 過年度分普通徴収保険料	(介護福祉課)	△ 251
1 滞納繰越分普通徴収保険料	(介護福祉課)	△ 494

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第121条) 負担率 15%、20%	(介護福祉課)	△ 7,272

説	明	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条、介護保険法第122条の2第2項、介護保険法第122条の2第3項) 補助率 5%	(介護福祉課)	△ 10,802
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第1項) 補助率 20%	(介護福祉課)	△ 962
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第4項) 補助率 38.5%	(介護福祉課)	△ 457

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 保険者機能強化推進交付金	千円 0	千円 14,652	千円 14,652	1 保険者機能強化推進交付金	千円 14,652

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費交付金	千円 1,992,367	千円 △ 11,431	千円 1,980,936	1 現年度分	千円 △ 11,431
2 地域支援事業支援交付金	80,284	△ 1,299	78,985	1 現年度分	△ 1,299

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 1,091,033	千円 △ 6,487	千円 1,084,546	1 現年度分	千円 △ 6,487

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 36,415	千円 △ 602	千円 35,813	1 現年度分	千円 △ 602

説	明	千円
1 保険者機能強化推進交付金 (介護保険法第122条の3第1項)	(介護福祉課)	14,652

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課) △	11,431
1 現年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課) △	1,299

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項) 負担率 17.5%、12.5%	(介護福祉課) △	6,487

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第3項) 補助率 12.5%	(介護福祉課) △	602

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 24,747	千円 △ 229	千円 24,518	1 現年度分	千円 △ 229

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費繰入金	千円 920,521	千円 △ 5,293	千円 915,228	1 現年度分	千円 △ 5,293
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	36,414	△ 601	35,813	1 現年度分	△ 601
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	24,747	△ 229	24,518	1 現年度分	△ 229
5 その他一般会計繰入金	288,367	△ 11,559	276,808	1 職員給与費等繰入金	△ 4,667
				2 事務費繰入金	△ 6,892

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第4項) 補助率 19.25%	(介護福祉課) △	229

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第1項)	(介護福祉課) △	5,293
1 現年度分 (介護保険法第124条第3項)	(介護福祉課) △	601
1 現年度分 (介護保険法第124条第4項)	(介護福祉課) △	229
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課) △	4,667
1 要介護認定事務費繰入金	(介護福祉課) △	6,892

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 介護給付費準備基金繰入金	81,007	△ 17,197	63,810	1 介護給付費準備基金繰入金	△ 17,197

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課) △	17,197

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	195,007	△ 4,096	190,911			
2 運営協議会費	1,410	△ 121	1,289			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 4,096			
△ 3,270	2 給料	△ 2,176	1 職員人件費その他 () △ 3,270
	3 職員手当等	△ 98	(1) 介護福祉課関係経費 △ 3,270
	4 共済費	△ 898	2 給 料 (△ 2,176)
	9 旅費	△ 98	一般職給料 △ 2,176
	12 役務費	△ 415	3 職員手当等 (△ 98)
	1 郵便料	△ 415	4 共 済 費 (△ 898)
△ 826	14 使用料及び賃借料	△ 351	9 旅 費 (△ 98)
	18 備品購入費	△ 60	普通旅費 △ 98
			2 介護保険事業運営に要す る経費 (介護福祉課) △ 826
			12 役 務 費 (△ 415)
			郵 便 料 △ 415
			14 使用料及び賃借料 (△ 351)
			電子複写機使用料 △ 351
			18 備品購入費 (△ 60)
			一般機器類 △ 60
△ 121			
△ 121	1 報酬	△ 121	1 介護保険運営協議会に要 する経費 (介護福祉課) △ 121
			1 報 酬 (△ 121)
			介護保険運営協議会委員報酬 △ 101
			地域包括支援センター運営協議専 門委員会委員報酬 30
			地域密着型サービス運営専門委員 会委員報酬 △ 50

款 1 総務費

項 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	5,140	△ 86	5,054			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 86			
△ 86	7 賃金	△ 20	1 介護保険料の賦課徴収に 要する経費 (介護福祉課) △ 86
	11 需用費	△ 66	
	5 印刷製本費	△ 66	7 賃 金 (△ 20) 事務補助員賃金 (△ 20) 11 需 用 費 (△ 66) 印刷製本費 △ 66

款 1 総務費

項 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護認定審査会費	23,082	△ 2,315	20,767			
2 認定調査等費	56,759	△ 4,577	52,182			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,315			
△ 2,315	1 報酬	△ 2,315	1 介護認定審査会に要する 経費 (介護福祉課) △ 2,315
			1 報 酬 (△ 2,315) 介護認定審査会委員報酬 △ 2,315
△ 4,577			
△ 4,577	12 役務費	△ 2,148	1 認定調査等に要する経費 (介護福祉課) △ 4,577
	1 郵便料	△ 108	12 役 務 費 (△ 2,148)
	5 手数料	△ 2,040	郵 便 料 △ 108
			主治医意見書作成手数料 △ 2,040
	13 委託料	△ 2,429	13 委 託 料 (△ 2,429)
			認定調査委託料 △ 2,404
			認定調査B型肝炎感染予防接種委 託料 △ 25

款 1 総務費

項 4 趣旨普及費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 趣旨普及費	4,180	△ 153	4,027			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 153			
△ 153	11 需用費 5 印刷製本費	△ 140 △ 140	1 趣旨普及に要する経費 (介護福祉課) △ 153
	13 委託料	△ 13	11 需用費 (△ 140) 印刷製本費 △ 140 13 委託料 (△ 13) パンフレット配布委託料 △ 13

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 居宅介護サービス給付費	3,422,505	△ 102,505	3,320,000	△ 41,321		△ 48,217
				△ 41,321		△ 48,217
3 地域密着型介護サービス給付費	789,412	73,288	862,700	25,666		38,313
				25,666		38,313
5 施設介護サービス給付費	2,185,025	△ 15,000	2,170,025	△ 8,064		△ 5,060
				△ 8,064		△ 5,060
6 特例施設介護サービス給付費	285	0	285	1		△ 1
7 居宅介護福祉用具購入費	11,200	800	12,000	277		421
				277		421
8 居宅介護住宅改修費	21,971	2,029	24,000	711		1,060
				711		1,060
9 居宅介護サービス計画給付費	338,157	0	338,157	△ 406		402
10 特例居宅介護サービス計画給付費	28	0	28			△ 1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 12,967			
△ 12,967	19 負担金補助及び交付金	△ 102,505	1 居宅介護サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 102,505
			19 負担金補助及び交付金 (△ 102,505) 居宅介護サービス給付費 △ 102,505
9,309			
9,309	19 負担金補助及び交付金	73,288	1 地域密着型介護サービス 給付費に要する経費 (介護福祉課) 73,288
			19 負担金補助及び交付金 (73,288) 地域密着型介護サービス給付費 73,288
△ 1,876			
△ 1,876	19 負担金補助及び交付金	△ 15,000	1 施設介護サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 15,000
			19 負担金補助及び交付金 (△ 15,000) 施設介護サービス給付費 △ 15,000
102			
102	19 負担金補助及び交付金	800	1 居宅介護福祉用具購入費 に要する経費 (介護福祉課) 800
			19 負担金補助及び交付金 (800) 居宅介護福祉用具購入費 800
258			
258	19 負担金補助及び交付金	2,029	1 居宅介護住宅改修費に要 する経費 (介護福祉課) 2,029
			19 負担金補助及び交付金 (2,029) 居宅介護住宅改修費 2,029
4			
1			

款 2 保険給付費

項 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 介護予防サービス給付費	182,204	△ 17,204	165,000	△ 6,466		△ 8,558
				△ 6,466		△ 8,558
3 地域密着型介護予防サービス給付費	5,863	0	5,863	△ 7		7
5 介護予防福祉用具購入費	3,403	300	3,703	105		156
				105		156
6 介護予防住宅改修費	13,762	1,738	15,500	616		901
				616		901
7 介護予防サービス計画給付費	28,367	2,633	31,000	922		1,377
				922		1,377

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 2,180			
△ 2,180	19 負担金補助及び交付金	△ 17,204	1 介護予防サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 17,204 19 負担金補助及び交付金 (△ 17,204) 介護予防サービス給付費 △ 17,204
39			
39	19 負担金補助及び交付金	300	1 介護予防福祉用具購入費 に要する経費 (介護福祉課) 300 19 負担金補助及び交付金 (300) 介護予防福祉用具購入費 300
221			
221	19 負担金補助及び交付金	1,738	1 介護予防住宅改修費に要 する経費 (介護福祉課) 1,738 19 負担金補助及び交付金 (1,738) 介護予防住宅改修費 1,738
334			
334	19 負担金補助及び交付金	2,633	1 介護予防サービス計画給 付費に要する経費 (介護福祉課) 2,633 19 負担金補助及び交付金 (2,633) 介護予防サービス計画給付費 2,633

款 2 保険給付費

項 3 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	9,229	△ 729	8,500	△ 276		△ 361
				△ 276		△ 361

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 92			
△ 92	12 役務費 5 手数料	△ 729 △ 729	1 審査支払事務に要する経 費 (介護福祉課) △ 729
			12 役 務 費 (△ 729) 介護給付費審査支払手数料 △ 729

款 2 保険給付費

項 4 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額介護サービス費	170,071	20,000	190,071	7,058		10,402
				7,058		10,402
2 高額介護予防サービス費	244	0	244	△	1	1

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
2,540			
2,540	19 負担金補助及び交付金	20,000	1 高額介護サービス費に要する経費 (介護福祉課) 20,000 19 負担金補助及び交付金 (20,000) 高額介護サービス費 20,000

款 2 保険給付費

項 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額医療合算介護サービス費	32,842	1,158	34,000	381		629
				381		629
2 高額医療合算介護予防サービス費	290	110	400	40		56
				40		56

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
148			
148	19 負担金補助及び交付金	1,158	1 高額医療合算介護サービス費に要する経費 (介護福祉課) 1,158 19 負担金補助及び交付金 (1,158) 高額医療合算介護サービス費 1,158
14			
14	19 負担金補助及び交付金	110	1 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費 (介護福祉課) 110 19 負担金補助及び交付金 (110) 高額医療合算介護予防サービス費 110

款 2 保険給付費

項 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 特定入所者介護サービス費	148,456	△ 8,956	139,500	△ 3,430		△ 4,392
				△ 3,430		△ 4,392

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,134			
△ 1,134	19 負担金補助及び交付金	△ 8,956	1 特定入所者介護サービス 費に要する経費 (介護福祉課) △ 8,956 19 負担金補助及び交付金 (△ 8,956) 特定入所者介護サービス費 △ 8,956

款 4 地域支援事業費

項 1 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防・生活支援サービス事業費	237,178	△ 1,677	235,501	13,893		△ 15,356
				13,893		△ 15,356
2 介護予防ケアマネジメント事業費	34,071	△ 3,071	31,000	△ 1,138		△ 1,543
				△ 1,138		△ 1,543

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 214			
△ 214	19 負担金補助及び交付金	△ 1,677	1 予防サービス事業に要する経費 (介護福祉課) △ 1,677 19 負担金補助及び交付金 (△ 1,677) 介護予防サービス負担金 △ 1,506 高額介護予防サービス負担金 △ 240 高額医療合算介護予防サービス負担金 69
△ 390			
△ 390	13 委託料	△ 3,071	1 介護予防ケアマネジメント事業に要する経費 (介護福祉課) △ 3,071 13 委託料 (△ 3,071) 介護予防プラン作成委託料 △ 3,071

款 4 地域支援事業費

項 2 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般介護予防事業費	19,368	△ 63	19,305	△ 34		△ 22
				△ 26		△ 30

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 7			
△ 7	8 報償費	△ 7	
	12 役務費	△ 56	3 地域介護予防活動支援事業に要する経費 (介護福祉課) △ 63
	3 保険料	△ 56	8 報償費 (△ 7)
			リーダー養成研修講師謝礼 △ 7
			12 役務費 (△ 56)
			介護予防体操保険料 △ 56

款 4 地域支援事業費

項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費	124,699	△ 1,187	123,512	△ 686		△ 269
				△ 12		△ 4
				△ 7		△ 4
				△ 667		△ 262
2 任意事業費	3,852	0	3,852			1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 232			
△ 4	8 報償費	△ 30	2 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 (介護福祉課) △ 20
	11 需用費 5 印刷製本費	△ 201 △ 201	8 報 償 費 (△ 20) 在宅医療・介護連携推進会議委員謝礼 △ 20
△ 2	13 委託料	△ 956	3 生活支援体制整備事業に要する経費 (介護福祉課) △ 13
			8 報 償 費 (△ 10) 生活支援協議体委員謝礼 △ 10
			13 委 託 料 (△ 3) シニアのための地域とつながる応援ブック作成委託料 △ 3
△ 225			4 認知症総合支援事業に要する経費 (介護福祉課) △ 1,154
			11 需 用 費 (△ 201) 印刷製本費 △ 201
			13 委 託 料 (△ 953) 認知症初期集中支援事業委託料 △ 953
△ 1			

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	8,817	△ 211	8,606			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 211		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計		
補正後	長 等								
	議 員								
	その他	68	40,237				40,237	3,143	43,380
	計	68	40,237				40,237	3,143	43,380
補正前	長 等								
	議 員								
	その他	68	42,673				42,673	3,337	46,010
	計	68	42,673				42,673	3,337	46,010
比較	長 等								
	議 員								
	その他		△2,436				△2,436	△194	△2,630
	計		△2,436				△2,436	△194	△2,630

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	() 24	77,285	66,552	143,837	29,485	173,322	
補正前	() 24	79,461	66,830	146,291	30,189	176,480	
比 較	()	△2,176	△278	△2,454	△704	△3,158	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
補正後	11,843	792	875	1,905		14,796
補正前	12,221	1,116	896	2,186		13,350
比 較	△378	△324	△21	△281		1,446
職 員 手 当 の 内 訳	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
補正後		990		19,345	16,006	66,552
補正前		1,044		20,242	15,775	66,830
比 較		△54		△897	231	△278

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明																				
給 料	△ 2,176	その他の増減分 1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 2,176 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	△ 278	その他の増減分 1 期末・勤勉手当 △ 666 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 △ 666 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 388 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 388 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.975</td> <td>2.425</td> <td>0.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.975</td> <td>2.425</td> <td>0.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.975	2.425	0.20	4.60	支給見込	1.975	2.425	0.20	4.60	超過分	0.00	0.00	0.00	0.00
区分	6月	12月	3月	計																			
予算計上	1.975	2.425	0.20	4.60																			
支給見込	1.975	2.425	0.20	4.60																			
超過分	0.00	0.00	0.00	0.00																			

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分	一般行政職	技能労務職
平成30年12月1日現在	平均給料月額	275,258円
	平均給与月額	369,935円
	平均年齢	35歳9月
平成29年12月1日現在	平均給料月額	268,568円
	平均給与月額	399,453円
	平均年齢	35歳4月

議案第5号

平成30年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第2回)

平成30年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

平成30年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ50,687千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,589,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,455,207	千円 △18,550	千円 1,436,657
	1 後期高齢者医療保険料	1,455,207	△18,550	1,436,657
4 繰入金		1,082,039	△31,087	1,050,952
	1 他会計繰入金	1,082,039	△31,087	1,050,952
6 諸収入		86,078	△1,050	85,028
	3 受託事業収入	81,598	△1,050	80,548
歳入合計		2,640,023	△50,687	2,589,336

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 32,050	千円 △1,050	千円 31,000
	1 葬祭費	32,050	△1,050	31,000
3 広域連合納付金		2,507,539	△49,637	2,457,902
	1 広域連合納付金	2,507,539	△49,637	2,457,902
歳出合計		2,640,023	△50,687	2,589,336

議案第5号資料

平成30年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

(第 2 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保 険 料		千円 1,455,207	千円 △18,550	千円 1,436,657
	1 後期高齢者医療保険料	1,455,207	△18,550	1,436,657
4 繰 入 金		1,082,039	△31,087	1,050,952
	1 他 会 計 繰 入 金	1,082,039	△31,087	1,050,952
6 諸 収 入		86,078	△1,050	85,028
	3 受 託 事 業 収 入	81,598	△1,050	80,548
歳 入 合 計		2,640,023	△50,687	2,589,336

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		千円 32,050	千円 △1,050	千円 31,000
	1 葬 祭 費	32,050	△1,050	31,000
3 広域連合納付金		2,507,539	△49,637	2,457,902
	1 広 域 連 合 納 付 金	2,507,539	△49,637	2,457,902
歳 出 合 計		2,640,023	△50,687	2,589,336

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		△1,050	
		△1,050	
		△49,637	
		△49,637	
		△50,687	

2 歳入

款 1 後期高齢者医療保険料

項 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 特別徴収保険料	千円 642,570	△ 千円 23,112	千円 619,458	1 現年度分	千円 △ 23,112
2 普通徴収保険料	812,637	4,562	817,199	1 現年度分	3,799
				2 滞納繰越分	763

款 4 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般会計繰入金	千円 1,082,039	△ 千円 31,087	千円 1,050,952	1 療養給付費繰入金	千円 △ 13,092
				2 保険基盤安定繰入金	△ 946
				4 保険料軽減措置繰入金	△ 17,049

款 6 諸収入

項 3 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 受託事業収入	千円 81,598	△ 千円 1,050	千円 80,548	2 葬祭費受託事業収入	千円 △ 1,050

説	明	千円
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	23,112
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	4,546
2 過年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	747
1 滞納繰越分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	763

説	明	千円
1 療養給付費繰入金	(保険年金課) △	13,092
1 保険基盤安定繰入金	(保険年金課) △	946
1 保険料軽減措置繰入金	(保険年金課) △	17,049

説	明	千円
1 葬祭費受託事業収入	(保険年金課) △	1,050

3 歳 出

款 2 保険給付費

項 1 葬 祭 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 葬 祭 費	32,050	△ 1,050	31,000			△ 1,050
						△ 1,050

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	19 負担金補助及び交付金	△ 1,050	1 葬祭費に要する経費 (保険年金課) △ 1,050
			19 負担金補助及び交付金 (△ 1,050) 葬 祭 費 △ 1,050

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,507,539	△ 49,637	2,457,902			△ 49,637
						△ 49,637

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
	19 負担金補助及び交付金	△ 49,637	1 広域連合分賦金に要する 経費	(保 険 年 金 課) △ 49,637
			19 負担金補助及び交付金	(△ 49,637)
			療養給付費負担金	△ 13,092
			保険料等負担金	△ 18,550
			保険基盤安定負担金	△ 946
			保険料軽減措置負担金	△ 17,049

議案第6号

平成31年度

小金井市一般会計予算

平成31年度小金井市一般会計予算

平成31年度小金井市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,825,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月20日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		21,268,208 千円
	1 市 民 税	11,344,903
	2 固 定 資 産 税	7,560,629
	3 軽 自 動 車 税	61,038
	4 市 た ば こ 税	457,056
	5 都 市 計 画 税	1,844,582
2 地 方 譲 与 税		166,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	46,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	116,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	4,000
3 利 子 割 交 付 金		37,000
	1 利 子 割 交 付 金	37,000
4 配 当 割 交 付 金		188,000
	1 配 当 割 交 付 金	188,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		120,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	120,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,943,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,943,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		45,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	45,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		15,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	15,000
9 地 方 特 例 交 付 金		55,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	55,000
10 地 方 交 付 税		50,000
	1 地 方 交 付 税	50,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		9,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金		679,001
	1 負 担 金	679,001

款	項	金額
13 使用料及び手数料		千円 842,508
	1 使用料	396,333
	2 手数料	446,175
14 国庫支出金		7,560,357
	1 国庫負担金	5,766,477
	2 国庫補助金	1,761,225
	3 委託金	32,655
15 都支出金		6,887,255
	1 都負担金	1,921,548
	2 都補助金	4,120,908
	3 委託金	844,799
16 財産収入		24,170
	1 財産運用収入	9,293
	2 財産売却収入	14,877
17 寄附金		5,001
	1 寄附金	5,001
18 繰入金		1,767,398
	1 基金繰入金	1,766,306
	2 特別会計繰入金	1,092
19 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
20 諸収入		208,702
	1 延滞金・加算金及び過料	30,004
	2 預金利子	62
	3 受託事業収入	528
	4 収益事業収入	20,000
	5 雑収入	158,108
21 市債		1,454,400
	1 市債	1,454,400
歳入合計		43,825,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 379,850
	1 議 会 費	379,850
2 総 務 費		3,834,899
	1 総 務 管 理 費	2,831,649
	2 徴 税 費	513,511
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	299,372
	4 選 挙 費	150,126
	5 統 計 調 査 費	6,298
	6 監 査 委 員 費	33,943
3 民 生 費		21,267,979
	1 社 会 福 祉 費	7,220,933
	2 児 童 福 祉 費	10,375,720
	3 生 活 保 護 費	3,639,504
	4 国 民 年 金 費	31,822
4 衛 生 費		4,526,425
	1 保 健 衛 生 費	1,064,709
	2 清 掃 費	3,461,716
5 労 働 費		15,190
	1 労 働 諸 費	15,190
6 農 林 水 産 業 費		37,672
	1 農 業 費	37,672
7 商 工 費		205,067
	1 商 工 費	205,067
8 土 木 費		6,047,464
	1 土 木 管 理 費	246,178
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,193,045
	3 河 川 費	2,569
	4 都 市 計 画 費	4,594,615
	5 住 宅 費	11,057
9 消 防 費		1,502,614
	1 消 防 費	1,502,614

款	項	金額
10 教 育 費		千円 3,538,440
	1 教 育 総 務 費	635,528
	2 小 学 校 費	1,060,389
	3 中 学 校 費	599,753
	4 社 会 教 育 費	732,226
	5 保 健 体 育 費	510,544
11 公 債 費		2,383,292
	1 公 債 費	2,383,292
12 諸 支 出 金		23,385
	1 土 地 基 金 費	1
	2 開 発 公 社 費	23,384
13 予 備 費		62,723
	1 予 備 費	62,723
歳 出 合 計		43,825,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小金井市土地開発公社用地先行取得事業（平成31年度）	平成31年度 ～平成46年度	平成31年度において小金井市土地開発公社が取得する用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	平成31年度 ～平成46年度	小金井市が小金井市土地開発公社に委託した業務につき、同公社が融資を受けた元金及び利子
（仮称）第6次男女共同参画行動計画策定支援委託料	平成32年度	2, 959千円
第2次芸術文化振興計画策定支援委託料	平成32年度	2, 805千円
固定資産税評価資料整備委託料その2	平成32年度	69千円
あかね学童保育所運営委託料	平成31年度 ～平成32年度	45, 678千円
（仮称）あかね第4・第5学童保育所運営委託料	平成31年度 ～平成32年度	33, 962千円
まえはら学童保育所運営委託料	平成31年度 ～平成32年度	33, 962千円

みどり学童保育所運営委託料	平成31年度 ～平成32年度	33,962千円
環境基本計画策定支援委託料	平成32年度	8,694千円
地球温暖化対策地域推進計画 策定支援委託料	平成32年度	4,582千円
清掃関連施設整備等設計施工 監理委託料	平成32年度 ～平成36年度	133,332千円
清掃関連施設整備等工事	平成31年度 ～平成36年度	5,170,000千円
街路灯LED化事業委託料その 2	平成32年度 ～平成39年度	1,088千円
緑の基本計画策定支援委託料	平成32年度	6,368千円
学校施設等管理委託料（小学 校分）	平成31年度 ～平成32年度	34,137千円
GHPエアコン借上料その1 （平成31年度導入分）	平成32年度 ～平成41年度	36,814千円
GHPエアコン借上料その2 （平成31年度導入分）	平成32年度 ～平成41年度	30,700千円

屋内運動場エアコン借上料 (平成31年度導入分)	平成32年度 ～平成35年度	14,884千円
学校施設等管理委託料(中学校分)	平成31年度 ～平成32年度	18,965千円
GHPエアコン借上料(平成31年度導入分)	平成32年度 ～平成41年度	34,889千円
図書館システムデータ抽出委託料	平成31年度 ～平成32年度	4,950千円
図書館システム等使用料	平成31年度 ～平成37年度	176,660千円

第 3 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1	婦人会館耐震補強事業	千円 34,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの時 から据置期 間を含み、30 年以内に償還 する。 ただし、財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 年限を短縮 し、もしくは 繰上償還を し、又は低利 債に借換えす ることができる。	借入年度 平成31年度 ただし、事 業の進捗又は 財源その他の 都合により、 起債額の全部 又は一部を翌 年度に繰り越 して借り入れ ることができる。
2	(仮称)あかね第4・第5学童 保育所新設事業	54,300				
3	清掃関連施設整備事業	313,600				
4	都道134号線整備事業	89,000				
5	東小金井駅北口土地区画整理事業	275,000				
6	都市計画道路3・4・12号線整備 事業	18,200				
7	武蔵小金井駅南口第2地区第一 種市街地再開発事業	320,700				
8	都市計画道路3・4・8号線整備 事業	170,600				
9	図書館外壁等改修事業	41,000				
10	総合体育館大規模改修事業	138,000				
	合 計	1,454,400				

議案第7号

平成31年度

小金井市

国民健康保険特別会計予算

平成31年度小金井市国民健康保険特別会計予算

平成31年度小金井市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,137,739千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月20日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,420,257
	1 国民健康保険税	2,420,257
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 都 支 出 金		6,430,681
	1 都 補 助 金	6,430,681
4 財 産 収 入		16
	1 財 産 運 用 収 入	16
5 繰 入 金		1,254,581
	1 他 会 計 繰 入 金	1,234,581
	2 基 金 繰 入 金	20,000
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		32,201
	1 延滞金・加算金及び過料	25,152
	2 雑 入	7,049
0 国 庫 支 出 金		0
	0 国 庫 補 助 金	0
歳 入 合 計		10,137,739

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		188,319
	1 総 務 管 理 費	157,315
	2 徴 税 費	31,004
2 保 険 給 付 費		6,263,858
	1 療 養 諸 費	5,475,540
	2 高 額 療 養 費	721,828
	3 移 送 費	57
	4 出 産 育 児 諸 費	49,524
	5 葬 祭 費	6,500
	6 結 核・精神医療給付費	10,409
3 国民健康保険事業費納付 金		3,495,149
	1 医 療 給 付 費 分	2,393,667
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	819,949
	3 介 護 納 付 金 分	281,533
4 保 健 事 業 費		141,934
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	111,935
	2 保 健 事 業 費	29,999
5 基 金 積 立 金		16
	1 基 金 積 立 金	16
6 公 債 費		201
	1 公 債 費	201
7 諸 支 出 金		27,431
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	27,431
8 予 備 費		20,831
	1 予 備 費	20,831
歳 出 合 計		10,137,739

議案第8号

平成31年度

小金井市

下水道事業特別会計予算

平成31年度小金井市下水道事業特別会計予算

平成31年度小金井市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,582,680千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、60,000千円と定める。

平成31年2月20日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 2
	1 負 担 金	2
2 使用料及び手数料		974,889
	1 使 用 料	974,556
	2 手 数 料	333
3 国 庫 支 出 金		11,815
	1 国 庫 補 助 金	11,815
4 都 支 出 金		890
	1 都 補 助 金	890
5 財 産 収 入		21
	1 財 産 運 用 収 入	21
6 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
7 繰 入 金		594,998
	1 他 会 計 繰 入 金	419,058
	2 基 金 繰 入 金	175,940
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		63
	1 延 滞 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	61
0 市 債		0
	0 市 債	0
歳 入 合 計		1,582,680

歲 出

款	項	金 額
1 下 水 道 費		1,377,507 千円
	1 下 水 道 管 理 費	1,179,291
	2 下 水 道 建 設 費	198,216
2 基 金 積 立 金		21
	1 基 金 積 立 金	21
3 公 債 費		125,481
	1 公 債 費	125,481
4 予 備 費		79,671
	1 予 備 費	79,671
歲 出 合 計		1,582,680

議案第9号

平成31年度

小金井市

介護保険特別会計予算

平成31年度小金井市介護保険特別会計予算

平成31年度小金井市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,477,608千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月20日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		1,783,616
	1 介 護 保 險 料	1,783,616
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,808,440
	1 国 庫 負 担 金	1,375,946
	2 国 庫 補 助 金	432,494
4 支 払 基 金 交 付 金		2,173,935
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,173,935
5 都 支 出 金		1,205,658
	1 都 負 担 金	1,143,588
	2 都 補 助 金	62,070
6 財 産 収 入		49
	1 財 産 運 用 収 入	47
	2 財 産 売 払 収 入	2
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		1,505,843
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,373,000
	2 基 金 繰 入 金	132,843
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		64
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 雑 入	61
歳 入 合 計		8,477,608

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 289,030
	1 総 務 管 理 費	200,311
	2 徴 収 費	5,677
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	75,683
	4 趣 旨 普 及 費	535
	5 計 画 策 定 委 員 会 費	6,824
2 保 険 給 付 費		7,752,410
	1 介 護 サービス等諸費	7,051,766
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	254,163
	3 そ の 他 諸 費	9,883
	4 高 額 介 護 サービス等費	248,995
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス等費	34,265
6 特 定 入 所 者 費 介 護 サービス等費	153,338	
3 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		427,352
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	279,340
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	19,148
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	128,149
	4 そ の 他 諸 費	715
5 基 金 積 立 金		47
	1 基 金 積 立 金	47
6 公 債 費		27
	1 公 債 費	27
7 諸 支 出 金		6,623
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	6,623
8 予 備 費		2,118
	1 予 備 費	2,118
歳 出 合 計		8,477,608

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定支援委託料	平成32年度	4,131千円

議案第10号

平成31年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,678,841千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月20日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,484,745
	1 後期高齢者医療保険料	1,484,745
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,105,911
	1 他 会 計 繰 入 金	1,105,911
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		88,183
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2,510
	3 受 託 事 業 収 入	83,081
	4 雑 入	2,590
0 国 庫 支 出 金		0
	0 国 庫 補 助 金	0
歳 入 合 計		2,678,841

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 7,564
	1 総 務 管 理 費	2,988
	2 徴 収 費	4,576
2 保 険 給 付 費		34,100
	1 葬 祭 費	34,100
3 広 域 連 合 納 付 金		2,557,719
	1 広 域 連 合 納 付 金	2,557,719
4 保 健 事 業 費		74,856
	1 保 健 事 業 費	74,856
5 諸 支 出 金		3,602
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,510
	2 繰 出 金	1,092
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,678,841

議案第 11 号

平成 31 年 4 月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

平成 31 年 4 月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

社会福祉委員への報酬誤支給に係る一連の事務手続に関して適切さを欠いたことに対して、市政執行の最高責任者としての責任を明確にするため、本案を提出するものであります。

平成31年4月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 市長の給料の額は、特別職の給与に関する条例の特例に関する条例（平成28年条例第7号）第2条の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(市長の給料)

第2条 市長の平成31年4月の給料月額は、607,950円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、平成31年4月30日限り、その効力を失う。

議案第12号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月20日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定する必要があること等から、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.50」を「100分の5.55」に改める。

第7条中「100分の1.95」を「100分の2.05」に改める。

第8条中「1万4,000円」を「1万3,000円」に改める。

第9条中「100分の1.90」を「100分の2.00」に改める。

第10条中「1万6,000円」を「1万5,000円」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同条第1号イ中「9,800円」を「9,100円」に改め、同号ウ中「1万1,200円」を「1万500円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同号イ中「7,000円」を「6,500円」に改め、同号ウ中「8,000円」を「7,500円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同号イ中「2,800円」を「2,600円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「3,000円」に改める。

第23条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、第22条各号列記以外の部分の改正規定、同条第2号の改正規定（「27万5,000円」を「28万円」に改める部分に限る。）及び同条第3号の改正規定（「50万円」を「51万円」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第12号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額の改定等を行うものである（以下「条例」とはこの改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

2 改正内容

(1) 基礎課税額の課税限度額の改定

58万円を61万円に改める（条例第2条第2項、第22条）。

(2) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額のおん分率の改定

100分の5.50を100分の5.55に改める（条例第3条第1項）。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の改定

ア 所得割額のおん分率の改定

100分の1.95を100分の2.05に改める（条例第7条）。

イ 被保険者均等割額の改定

1万4,000円を1万3,000円に改める（条例第8条）。

(4) 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の改定

ア 所得割額のおん分率の改定

100分の1.90を100分の2.00に改める（条例第9条）。

イ 被保険者均等割額の改定

1万6,000円を1万5,000円に改める（条例第10条）。

(5) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額金額の改定

ア 7割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

9,800円を9,100円に改める（条例第22条第1号イ）。

イ 5割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

7,000円を6,500円に改める（条例第22条第2号イ）。

ウ 2割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

2,800円を2,600円に改める（条例第22条第3号イ）。

(6) 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額の減額金額の改定

- ア 7割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額
1万1,200円を1万500円に改める(条例第22条第1号ウ)。
- イ 5割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額
8,000円を7,500円に改める(条例第22条第2号ウ)。
- ウ 2割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額
3,200円を3,000円に改める(条例第22条第3号ウ)。

(7) 減額基準額の改定

- ア 5割減額対象基準額の改定
国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額である27万5,000円を28万円に改める(条例第22条第2号)。
- イ 2割減額対象基準額の改定
国民健康保険税の減額の基準について、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額である50万円を51万円に改める(条例第22条第3号)。

(8) 特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示の規定の整備(条例第23条の2第2項)

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、2(1)の改正規定及び2(7)の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する(付則第1項)。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による(付則第2項)。

議案第12号資料2

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合計額とする。ただし、当該合計額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.55</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合計額とする。ただし、当該合計額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>基礎課税額の限度額の改定</p> <p>基礎課税額の所得割率の改定</p>

第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.05を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)
第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万3,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.00を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)
第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万5,000円とする。

第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.95を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)
第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万4,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.90を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)
第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万6,000円とする。

後期高齢者
支援金等課
税額の所得
割額のあん
分率の改定

後期高齢者
支援金等課
税額の均等
割額の改定

介護納付金
課税額の所
得割額のあ
ん分率の改
定

介護納付金
課税額の均
等割額の改
定

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）
イ 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,100
ロ

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）
イ 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,800
ロ

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

基礎課税額の限度額の改定に伴う規定の整備

後期高齢者支援金等課税額の均等割額の改定に伴う7割減額対象世帯に係る減額金額の改定

介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万5000円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,500円

ロ

介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万1,200円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,000円

ロ

介護納付金課税額の均等割額の改定に伴う7割減額対象世帯に係る減額金額の改定

5割減額対象基準額の改定

後期高齢者支援金等課税額の均等割額の改定に伴う5割減額対象世帯に係る減

額金額の改
定

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する
世帯主を除く。）1人について8,000円

介護納付金
課税額の均
等割額の改
定に伴う5
割減額対象
世帯に係る
減額金額の
改定

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得
金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯
所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世
帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2割減額対
象基準額の
改定

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等
課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項
に規定する世帯主を除く。）1人について2,800
円

後期高齢者
支援金等課
税額の均等
割額の改定
に伴う2割
減額対象世
帯に係る減
改定

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する
世帯主を除く。）1人について7,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得
金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯
所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世
帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 省略

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等
課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項
に規定する世帯主を除く。）1人について2,600
円

額金額の改
定

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する
世帯主を除く。）1人について3,200円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する
世帯主を除く。）1人について3,000円

介護納付金
課税額の均
等割額の改
定に伴う2
割減額対象
世帯に係る
減額金額の
改定

（特例対象被保険者等に係る申告）

第23条の2 省略

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることを事実を証明する書類を提示しなければならない。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第23条の2 省略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることを事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、第22条各号列記

特例対象被
保険者等
あることの
事実を証明
する書類の
提示の規定
の整備

以外の部分の改正規定、同条第2号の改正規定(「27万5,000円」を「28万円」に改める部分に限る。)及び同条第3号の改正規定(「50万円」を「51万円」に改める部分に限る。)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第13号

小金井市地域福祉推進委員会条例

小金井市地域福祉推進委員会条例を別紙のように制定する。

平成31年2月20日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市地域福祉計画の策定及び変更並びに評価等に係る事項を調査審議する小金井市地域福祉推進委員会を設置するため、本案を提出するものであります。

小金井市地域福祉推進委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく小金井市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更し、及び地域福祉の推進を図るため、市長の附属機関として、小金井市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の評価に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 福祉関係団体等に属する者 7人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、前条第2項第1号及び第3号の委員については、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 市長は、委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが委員会の適正な運営に支障があると認められるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

公共下水道事業審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」を

「

公共下水道事業審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
地域福祉推進委員会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に改める。

議案第14号

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月20日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う所得税法の改正により、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市心身障害者福祉手当条例の一部改正)

第1条 小金井市心身障害者福祉手当条例(昭和49年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(小金井市児童育成手当条例の一部改正)

第2条 小金井市児童育成手当条例(昭和44年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小金井市心身障害者福祉手当条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の小金井市心身障害者福祉手当条例の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

(小金井市児童育成手当条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の小金井市児童育成手当条例の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

(小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

置)

- 4 第3条の規定による改正後の小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成31年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成32年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第14号資料

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

小金井市心身障害者福祉手当条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(支給要件) 第2条 省略 2 省略 3 第1項の規定にかかわらず、障害者が次の各号の一に該当するときは、手当を支給しない。 (1) 前年の所得（1月から7月までの手当については、前前年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者並びに扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。</p> <p>(2) 省略 (3) 省略 4 省略</p> <p>付 則（抄） (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (小金井市心身障害者福祉手当条例の一部改正に伴う経過措置) 2 第1条の規定による改正後の小金井市心身障害者福祉手当条例の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心</p>	<p>(支給要件) 第2条 省略 2 省略 3 第1項の規定にかかわらず、障害者が次の各号の一に該当するときは、手当を支給しない。 (1) 前年の所得（1月から7月までの手当については、前前年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者並びに扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。</p> <p>(2) 省略 (3) 省略 4 省略</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

3 }
 4 } 省略
 5 }

小金井市児童育成手当条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(支給要件) 第4条 省略 2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童育成手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に 応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2) 省略 (3) 省略</p> <p>付 則（抄） (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 省略 3 第2条の規定による改正後の小金井市児童育成手当条例</p>	<p>(支給要件) 第4条 省略 2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童育成手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に 応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2) 省略 (3) 省略</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 省略
- 5 省略

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（第3条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(所得制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で、対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としな</p> <p>2 省略</p> <p>付 則（抄）</p> <p>(施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 省略 3 省略 <p>（小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 第3条の規定による改正後の小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成31年10月1 	<p>(所得制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で、対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としな</p> <p>2 省略</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

5 省略

小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（第4条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌翌年の1月1日から1年間は対象者とししない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前前年の1月2月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2) 省略 2 省略 3 省略</p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌翌年の1月1日から1年間は対象者とししない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前前年の1月2月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2) 省略 2 省略 3 省略</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

付 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 } 省略
3 }
4 }

(小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成32年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第15号

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月20日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

育成料及び延長育成料額の算定に当たり未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例を規定するため、本案を提出するものであります。

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例(昭和47年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「である世帯」の次に「(保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法(昭和25年法律第226号)第295条の規定により市町村民税を課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。))の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。))の世帯をいう。」を加える。

第9条第2項ただし書中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号から第4号までに規定する課税標準額の算定に当たっては、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義

務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）を控除するものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市学童保育所条例の規定は、平成31年4月以後の月分の育成料及び延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の育成料及び延長育成料については、なお従前の例による。

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(育成料及び延長育成料)</p> <p>第9条 学童保育所における学童の育成に要する費用（以下「育成料」という。）は、学童1人当たり月額9,000円とする。ただし、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は前年度の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税である世帯（保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでないで政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでないで政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み</p>	<p>(育成料及び延長育成料)</p> <p>第9条 学童保育所における学童の育成に要する費用（以下「育成料」という。）は、学童1人当たり月額9,000円とする。ただし、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は前年度の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税である世帯の学童の育成料は、無料とする。</p>	<p>未婚のひとり親等と寡婦等とみなす特別な関係の整備</p>

る額)を控除するものとする。

3 育成料のほか、前条第2項の規定による延長保育を利用した学童の育成に要する費用(以下「延長育成料」という。)は、学童1人当たり月額2,000円とする。ただし、第1項第1号に該当する世帯の学童の延長育成料は、無料とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市学童保育所条例の規定は、平成31年4月以後の月分の育成料及び延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の育成料及び延長育成料については、なお従前の例による。

2 育成料のほか、前条第2項の規定による延長保育を利用した学童の育成に要する費用(以下「延長育成料」という。)は、学童1人当たり月額2,000円とする。ただし、前項第1号に該当する世帯の学童の延長育成料は、無料とする。

規定の整備及び項目の繰下げ

議案第16号

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月20日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

低所得者の介護保険料の軽減を強化し、減額賦課に係る介護保険料率を改定するため、本案を提出するものであります。

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「29,100円」を「24,300円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,300円」とあるのは「34,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,300円」とあるのは「46,900円」と読み替えるものとする。

第13条第3項中「第11条第6号イ」を「第11条第1項第6号イ」に、「第11条第6号」を「第11条第1項第6号」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市介護福祉条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第16号資料1

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,300円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、<u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,300円」とあるのは「34,000円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、<u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,300円」とあるのは「46,900円」と読み替えるものとする。</u> (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロもしくはハ、第2号ロ、第3</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>9,100円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロもしくはハ、第2号ロ、第3</p>	<p>減額賦課に係る保険料率の改定</p> <p>減額賦課に係る保険料率の減額規定の追加</p> <p>同上</p>

号ロ、第4号ロもしくは第5号ロ又は第11条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イもしくは第14号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第11条第6号から第14号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市介護福祉条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

号ロ、第4号ロもしくは第5号ロ又は第11条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イもしくは第14号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第11条第6号から第14号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

規定の整備

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費(国1/2、都1/4、市1/4)を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施(平成27年4月)

市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低いものを対象

第1段階	保険料基準額に対する割合
	現行 0.5 → 0.45

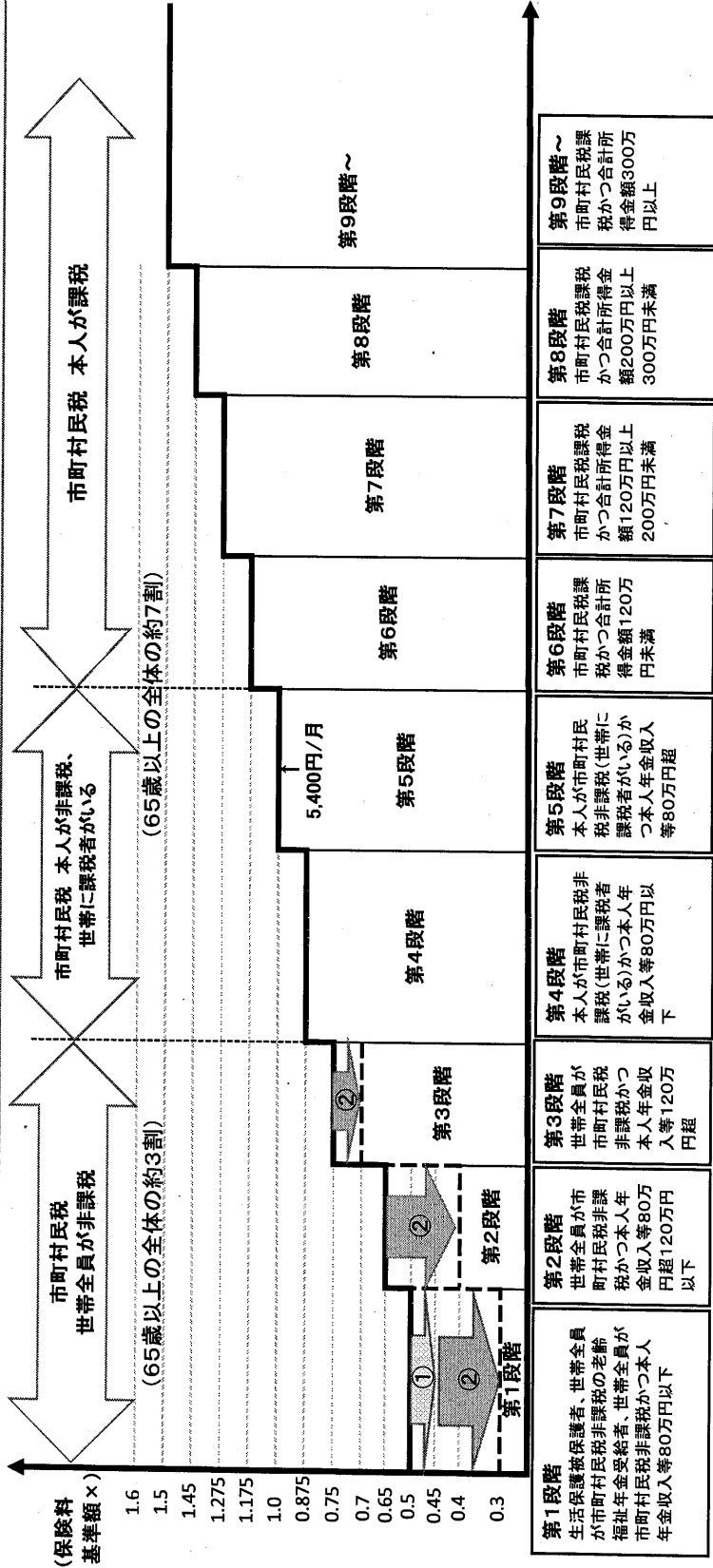
②完全実施

市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施
(65歳以上の約3割)

第1段階	保険料基準額に対する割合	0.45 → 0.3
第2段階	現行	0.65 → 0.4
第3段階	現行	0.75 → 0.7

(参考)軽減後保険料

平成30年度	平成31年度	平成32年度
29,100円	24,300円	19,400円
42,100円	34,000円	25,900円
48,600円	46,900円	45,300円



第1段階	生活保護被保険者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超
第4段階	本人が市町村民税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額200万円未満
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額300万円未満
第9段階～	市町村民税課税かつ合計所得金額300万円以上

議案第17号

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例の一部を改正する条例

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月20日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市環境配慮住宅型研修施設の利用範囲、休館日及び使用時間を変更するため、本案を提出するものであります。

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例の一部を改正する条例

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例（平成24年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 環境に関する市民活動の活性化及び人材の育成に関すること。
- (3) 環境学習の推進に関すること。

第3条第4号を削る。

第4条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 8月1日から同月31日まで

第5条中「午後9時」を「午後5時」に改める。

別表午前9時から午後9時までの1時間当たりの項中「午後9時」を「午後5時」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(利用範囲) 第3条 小金井市環境配慮住宅型研修施設（以下「研修施設」という。）は、次に掲げる範囲で利用することができるものとする。 (1) 省略 (2) <u>環境に関する市民活動の活性化及び人材の育成に関すること。</u> (3) <u>環境学習の推進に関すること。</u></p> <p>(休館日) 第4条 研修施設の休館日は、次に掲げるところによる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) 省略 (2) 省略 (3) <u>8月1日から同月31日まで</u> (4) 省略 (使用時間) 第5条 研修施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(利用範囲) 第3条 小金井市環境配慮住宅型研修施設（以下「研修施設」という。）は、次に掲げる範囲で利用することができるものとする。 (1) 省略 (2) <u>温室効果ガスの排出を削減すること、及び温室効果ガスの吸収源を確保することに係る情報収集及び情報提供に関すること。</u> (3) <u>研修施設の温熱環境及び温室効果ガス発生状況の計測及び検証に関すること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第19条第2項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策の実施に関すること。</u></p> <p>(休館日) 第4条 研修施設の休館日は、次に掲げるところによる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (使用時間) 第5条 研修施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>利用範囲に係る規定の変更及び削除</p> <p>休館日の追加</p> <p>使用時間の変更</p>

別表 (第8条関係)

使用時間帯	研修室1	研修室2
午前9時から午後5時までの1時間当たり	200円	250円
省略		

省略

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

使用時間帯	研修室1	研修室2
午前9時から午後9時までの1時間当たり	200円	250円
省略		

省略

使用時間帯
の変更

議案第18号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月20日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う消費税法の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市下水道条例第14条第1項の規定は、平成31年11月1日（以下「基準日」という。）後の汚水の排除に係る同年12月分の使用料から適用し、基準日以前の汚水の排除に係る使用料又は同年11月分として算定する使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定による使用料の算定に当たっては、当該算定の対象となる各月の汚水排水量は均等に排出したものとみなす。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(使用料の算定方法) 第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に<u>応じ、次の表に定めて得た額とする。ただし、1額に100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 表 省略 2 省略</p> <p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の小金井市下水道条例第14条第1項の規定は、平成31年11月1日(以下「基準日」という。)後の汚水の排除に係る同年12月分の使用料から適用し、基準日以前の汚水の排除に係る使用料又は同年11月分として算定する使用料については、なお従前の例による。 3 前項の規定による使用料の算定に当たっては、当該算定の対象となる各月の汚水排水量は均等に排出したものとみなす。</p>	<p>(使用料の算定方法) 第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に<u>応じ、次の表に定めて得た額とする。ただし、1額に100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 表 省略 2 省略</p>	<p>消費税法改正に伴う規定の整備</p>

議案第19号

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月20日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東小金井駅北口土地区画整理事業の進捗に伴い、当該自転車駐車場を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東小金井北第8自転車駐車場の項を削る。

別表第2 東小金井北第8の項を削る。

付 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

議案第19号資料1

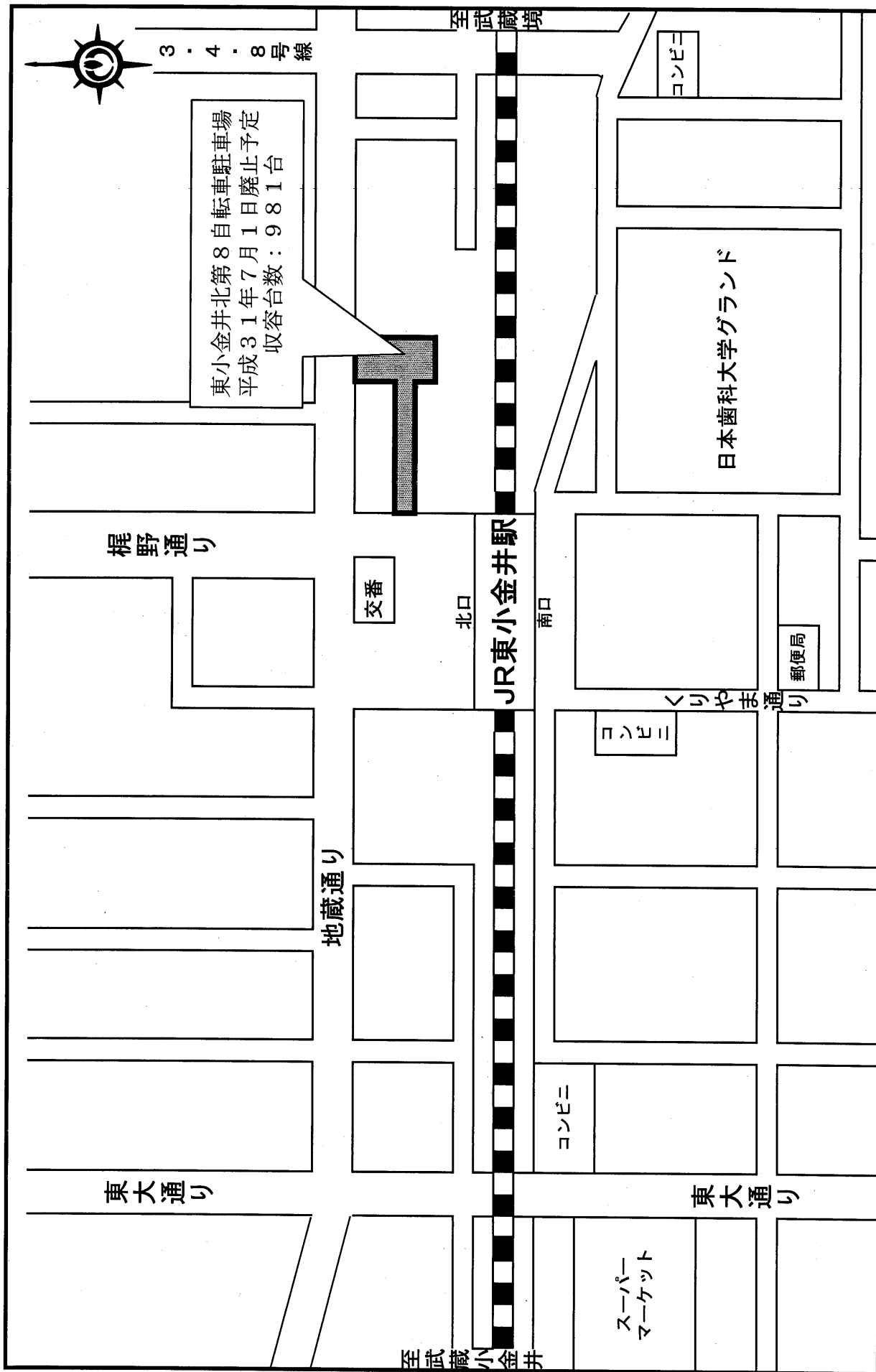
小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																																																										
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>東小金井北第1自転車駐車場</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>東小金井北第8自転車駐車場</td> <td>省略</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">自転車 駐車場</th> <th rowspan="2">使用 区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>自転車 一般</th> <th>原動機付自転車 一般</th> <th>学生等</th> </tr> <tr> <td>東小金井北第1</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>省略</td> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table>	名称	位置	東小金井北第1自転車駐車場	省略	東小金井北第8自転車駐車場	省略	自転車 駐車場	使用 区分	使用料			自転車 一般	原動機付自転車 一般	学生等	東小金井北第1	省略	省略	省略	省略	備考	省略	省略			<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>東小金井北第1自転車駐車場</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>東小金井北第8自転車駐車場</td> <td>小金井市梶野町五丁目1番</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">自転車 駐車場</th> <th rowspan="2">使用 区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>自転車 一般</th> <th>原動機付自転車 一般</th> <th>学生等</th> </tr> <tr> <td>東小金井北第1</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>東小金井北第8</td> <td>一時使用</td> <td>100</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>定期使用</td> <td>1,900</td> <td>1,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>省略</td> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table>	名称	位置	東小金井北第1自転車駐車場	省略	東小金井北第8自転車駐車場	小金井市梶野町五丁目1番	自転車 駐車場	使用 区分	使用料			自転車 一般	原動機付自転車 一般	学生等	東小金井北第1	省略	省略	省略	省略	東小金井北第8	一時使用	100	150			定期使用	1,900	1,500	2,400	備考	省略	省略			<p>東小金井北第8自転車駐車場の廃止</p> <p>同上</p>
名称	位置																																																											
東小金井北第1自転車駐車場	省略																																																											
東小金井北第8自転車駐車場	省略																																																											
自転車 駐車場	使用 区分	使用料																																																										
		自転車 一般	原動機付自転車 一般	学生等																																																								
東小金井北第1	省略	省略	省略	省略																																																								
備考	省略	省略																																																										
名称	位置																																																											
東小金井北第1自転車駐車場	省略																																																											
東小金井北第8自転車駐車場	小金井市梶野町五丁目1番																																																											
自転車 駐車場	使用 区分	使用料																																																										
		自転車 一般	原動機付自転車 一般	学生等																																																								
東小金井北第1	省略	省略	省略	省略																																																								
東小金井北第8	一時使用	100	150																																																									
	定期使用	1,900	1,500	2,400																																																								
備考	省略	省略																																																										
<p>この条例は、平成31年7月1日から施行する。</p>																																																												

付 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

廃止自転車駐車場の位置



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成30年11月1日から
平成31年1月31日まで

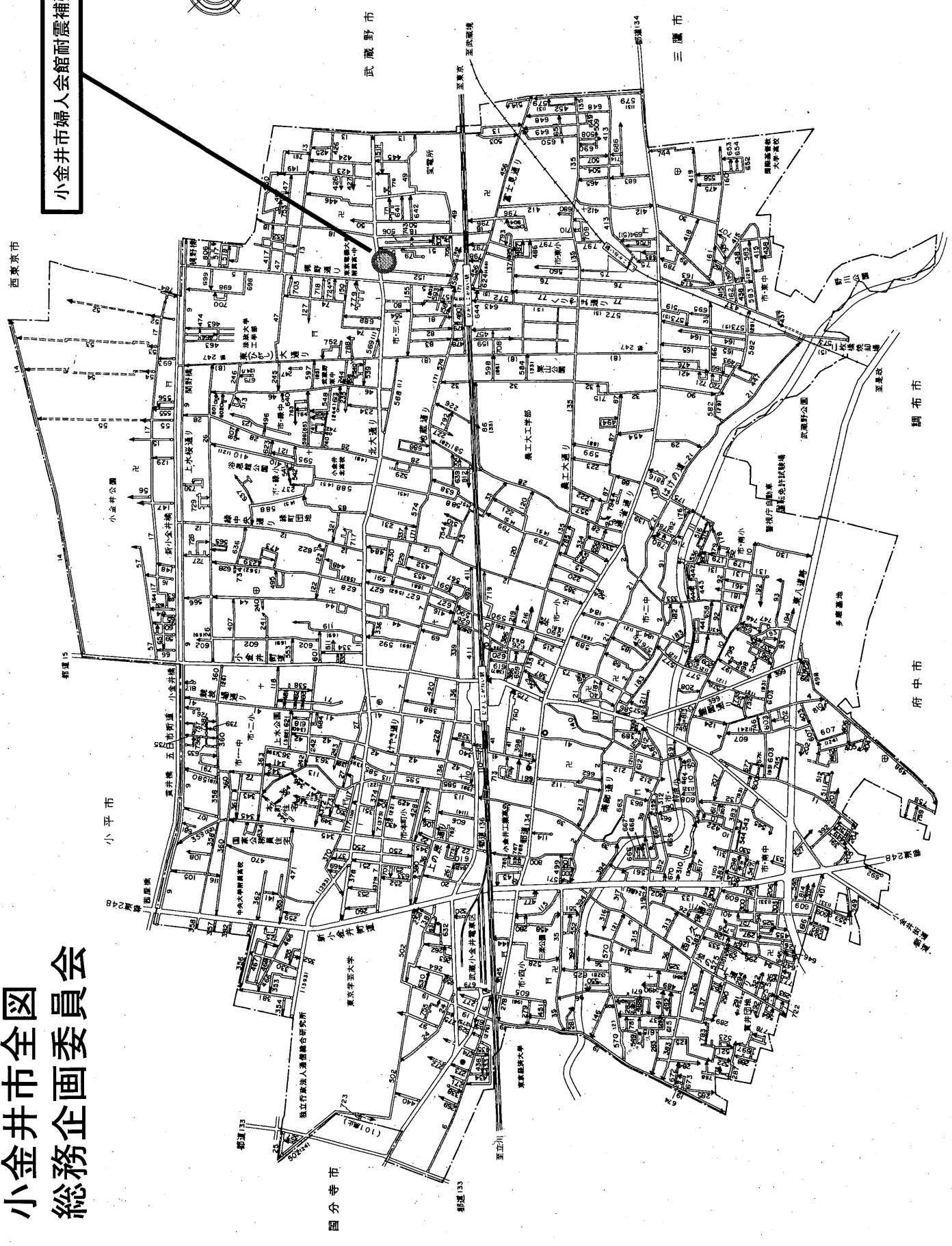
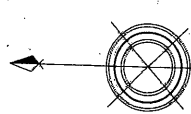
総務企画委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	7688-0	平成31年1月9日	小金井市婦人会館耐震補強工事 (株)須藤工務店	38,826,000	平成31年1月10日から 平成31年7月12日まで	耐震補強工事 (耐震壁設置、既存開口閉塞、CB壁頂部補強等) 階段改修工事 建具改修工事 トイレ改修工事 旧消防団和室取壊し及び間仕切り壁撤去工事 上記に伴う内外装改修工事及び機械電気設備等の改修工事	制限付一般競争入札(総合評価方式)2者	0

進捗率は、平成31年2月1日現在

小金井市全図 総務企画委員会

小金井市婦人会館耐震補強工事



平成31年 第1回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成30年11月 1日から
平成31年 1月31日まで

厚生文教委員会

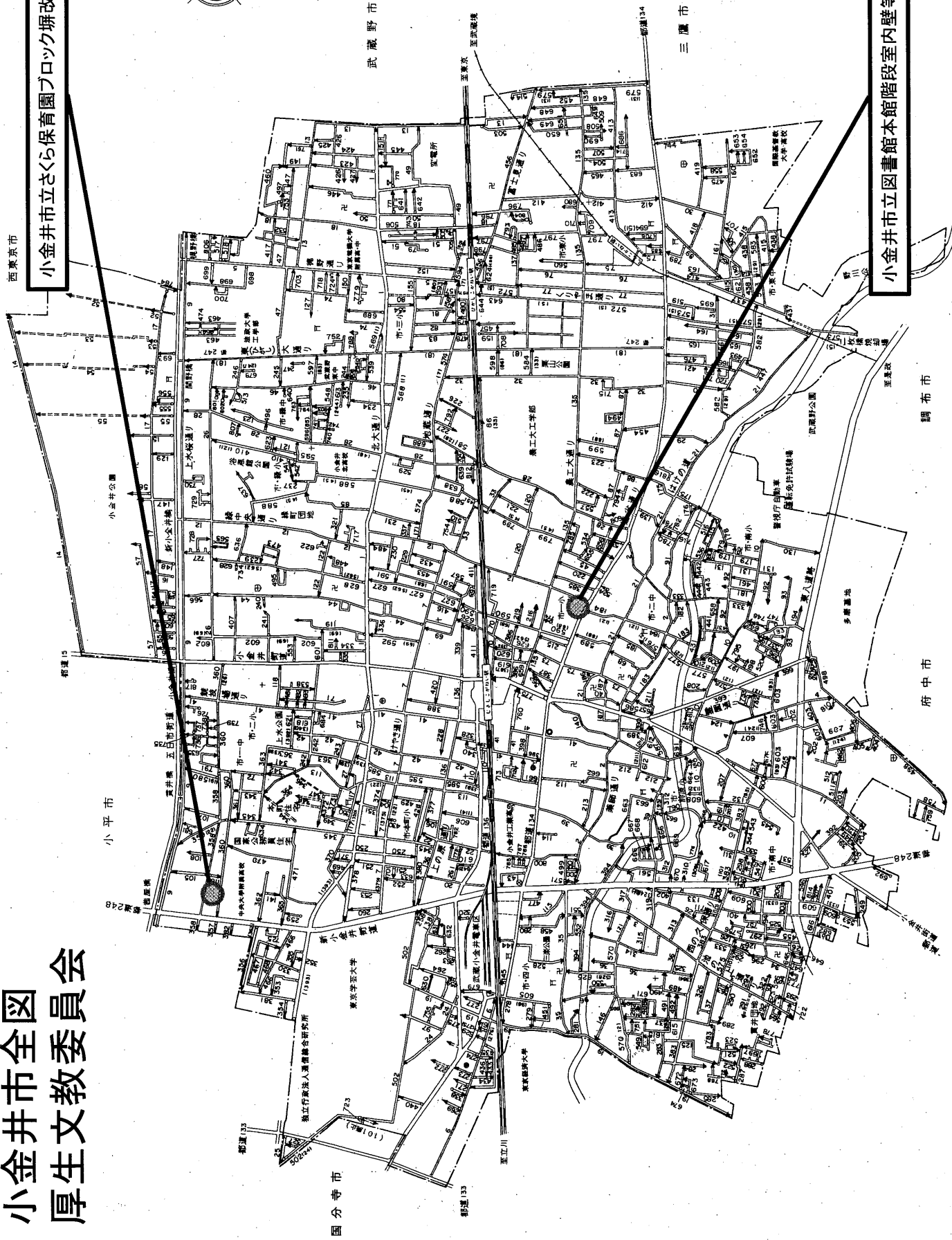
番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	7275-0	平成30年12月18日	小金井市立図書館本館階段室内壁等改修工事 関建設工業(株)	10,800,000	平成30年12月19日から 平成31年 3月20日まで	階段室内壁等改修 建築工事(床・壁・天井改修) 電気設備工事	随意契約1 者	15
2	7984-0	平成31年1月18日	小金井市立さくら保育園ブロック塀改修工事 奥山スポーツ土木(株)	18,090,000	平成31年 1月21日から 平成31年 3月25日まで	既存ブロック塀撤去 目隠し遮音フェンス新設	随意契約1 者	0

進捗率は、平成31年2月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会

小金井市立さくら保育園ブロック塀改修工事

小金井市立図書館本館階段室内壁改修工事



西東京市

武蔵野市

三鷹市

調布市

府中市

小平市

国分寺市

平成31年 第1回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

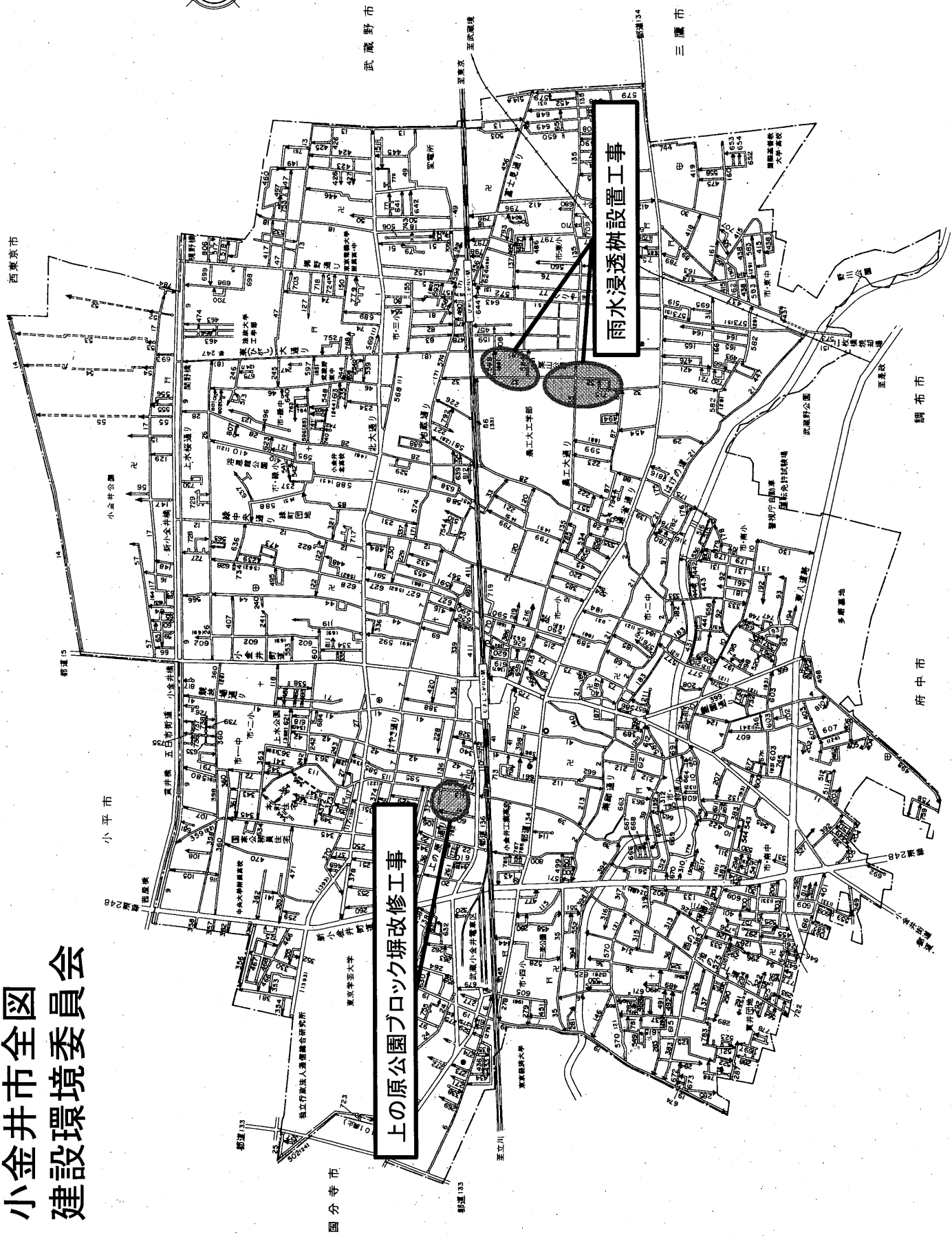
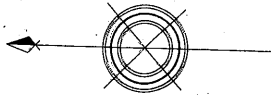
平成30年11月 1日から
平成31年 1月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	6710-0	平成30年11月30日	雨水浸透槽設置工事 金澤建設(株)	18,576,000	平成30年12月 3日から 平成31年 3月 5日まで	L形雨水浸透槽設置工 1式 雨水浸透管推進工 1式 取付管設置工 1式 附帯工 1式	指名競争 入札8者	40
2	7527-0	平成30年12月27日	上の原公園ブロック塀改修工事 新茱田建設(株)	13,327,200	平成30年12月28日から 平成31年 3月22日まで	伐採・伐根工 N=20本 高生垣処分工 N=86株 既存ブロック塀撤去及びブロック塀新設工 L=47.4m 屋外家屋調査工 N=4軒 既存ブロック塀撤去及びフェンス新設工 L=4.4m 南側既存ブロック塀撤去工 L=2.2m	制限付一 般競争入 札1者	65

進捗率は、平成31年2月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会



上の原公園ブロック塀改修工事

雨水浸透柵設置工事

武蔵野市

三鷹市

調布市

府中市

西東京市

小平市

国分寺市

郵便133

郵便134